

南極における無人航空機の使用について

環境省 自然環境局 自然環境計画課 安生浩太

無人航空機とは

航空の用に供することができる

- 飛行機
- 回転翼航空機
- 滑空機
- 飛行船
- その他機器

であって構造上人が乗ることのできないもののうち遠隔操作又は自動操縦可能なもの

(航空法より)

無人航空機システム (UAS) or 無人機 (UAV) or ドローン

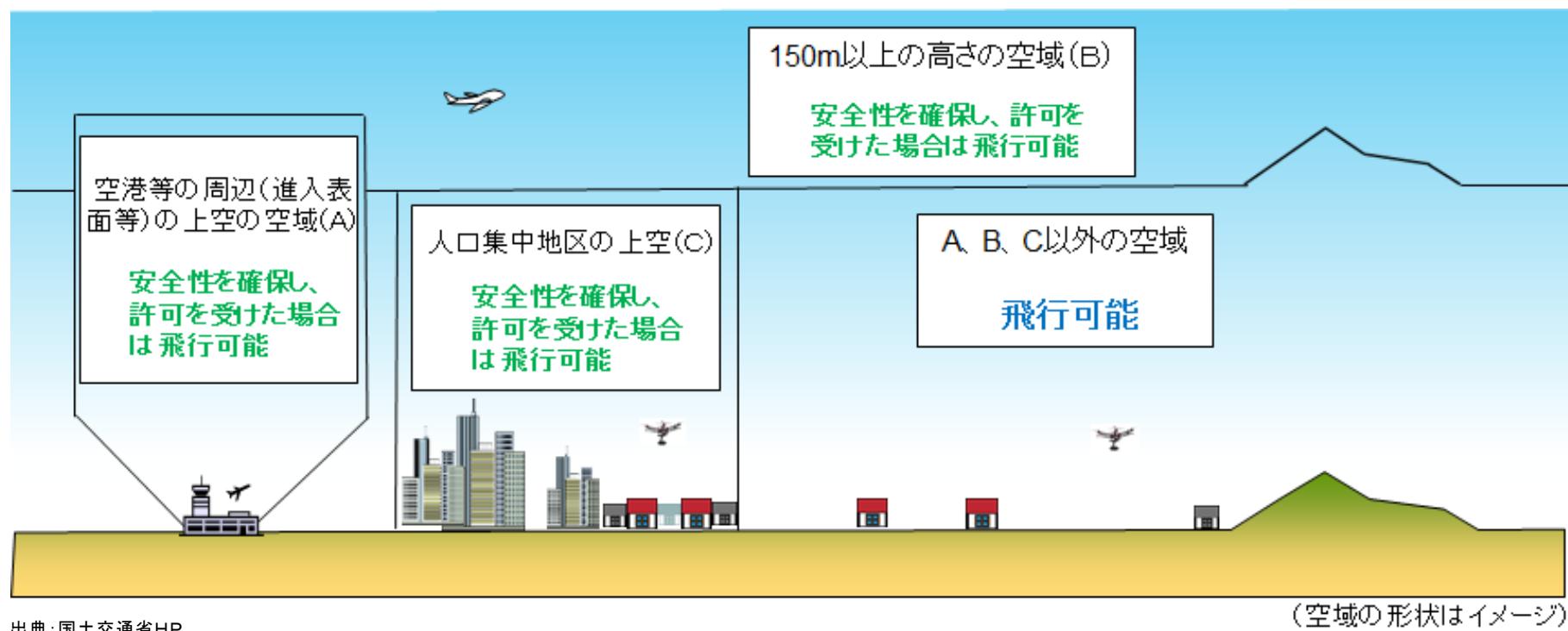
遠隔操縦航空機システム (RPAS)

遠隔操縦航空機 (RPA)、関連する遠隔操縦拠点、必要コマンド及び制御リンク、並びにその他機型設計に定められる構成要素

(国際民間航空機関より)

日本国内の規制

- ・航空法
- ・小型無人機等飛行禁止法
- ・各種条例（横浜市公園条例、南伊豆町海水浴場条例etc…）



南極における動向

- ドイツ、ポーランドがWPを提出 (ATCM, 2014)
- Antarctic RPAS Operator's Hand book (COMNAP RPAS WG, 2016)
- IAATO Policies on the use of Unmanned Aerial Vehicles (UAVs) in Antarctica (IAATO, 2016)
- 南極特別保護地区 (ASPA) 管理計画に初めて記載 (Measure 4, ATCM, 2016)
- Environmental Guidelines for operation of RPAS in Antarctica (Resolution 4, ATCM, 2018)

Environmental Guidelines for operation of RPAS in Antarctica

- 南極におけるRPAS使用に関する情報をとりまとめたガイドライン
- 既存資料の活用について言及
- 当初、 professional useとrecreational useを区別し、別々のガイドラインを作ることを独は提案



- 目的によらずドローンが環境に与える影響は変わらない
- 国によりprofessional useとrecreational useの定義が異なる可能性

南極における動向

- ドイツ、ポーランドがWPを提出 (ATCM, 2014)
- Antarctic RPAS Operator's Hand book (COMNAP RPAS WG, 2016)
- IAATO Policies on the use of Unmanned Aerial Vehicles (UAVs) in Antarctica (IAATO, 2016)
- 南極特別保護地区 (ASPA) 管理計画に初めて記載 (Measure 4, ATCM, 2016)
- Environmental Guidelines for operation of RPAS in Antarctica (Resolution 4, ATCM, 2018)

南極特別保護地区（ASPA）管理計画

- ASPA内での無人航空機規制について締約国は国内担保が必要（Measure）
- 5年ごとに改定
- 日本の管理するASPAでも新たに規制を設けることを検討

日本の国内担保

- ・新たに無人航空機の規制に係る法律、省令等の改正は実施していない
- ・ガイドライン作成前から取材活動等での使用に関して許可実績あり
- ・南極環境保護法第7条第2項第2号、4号、法第14条第2項第1号、第3号



- ・無人航空機の使用に関して個別に環境影響を評価し、確認の是非を判断

情報の不足

- ・環境影響を判断するうえで必要な科学的情報は限定的
- ・種や季節、局地的条件等多くの因子



- ・情報の蓄積・共有が必要
- ・新たなルール作成につながる？（航空機との違い）

その他

- ・観光客の使用
- ・IAATOでは使用禁止